(ケ)　北緯三二度〇〇分一三秒
　　東経一三二度三四分五一秒
(コ)　北緯三二度〇三分一三秒
　　東経一三二度三七分五一秒

その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
　二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百三十七号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年十月二十六日

防衛大臣　森本　敏

期　間　平成二十四年十一月十五日から同年十二月二十七日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間
(ア)　北緯三二度二〇分一二秒
　　東経一二九度〇九分五二秒
(イ)　北緯三一度四七分一二秒
　　東経一二九度〇九分五二秒
(ウ)　北緯三一度四七分一二秒
　　東経一二八度四五分五二秒
(エ)　北緯三二度二〇分一二秒
　　東経一二八度四五分五二秒

その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
　二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百三十八号

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）第八十七条の規定に基づき、漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期をそれぞれ次のように定める。

平成二十四年十月二十六日

防衛大臣　森本　敏

漁船の操業を制限し、又は禁止した区域の名称	損失補償を行う期間	損失補償申請書を提出すべき時期
六ヶ所対空射場水域 （青森県上北郡六ヶ所村地先） （平成二十四年防衛省告示第百六十四号）	平成二十四年七月一日から同年十一月五日まで	平成二十四年十一月六日から平成二十五年二月五日まで
東京都新島南方海面誘導飛しょう体試射水域 （東京都新島村地先） （平成二十四年防衛省告示第二百六号）	平成二十四年十月十日から同年十一月十三日まで	平成二十四年十一月十四日から平成二十五年二月十三日まで

○東北地方整備局告示第百六十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十月二十六日

東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　七号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
にかほ市金浦字山の田無番から同市両前寺字井戸尻一番三まで	前	一一・四一～二一・八一メートル	七・七三九キロメートル
	後	一一・四一～二一・八一メートル	七・七三九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百六十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十月二十六日

東北地方整備局長　徳山日出男

その関係図面は、平成二十四年十月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
七号	にかほ市金浦字六貫森一七番一から同市両前寺字井戸尻一番三まで	東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十月二十七日　十五時

○北陸地方整備局告示第九十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の事業計画の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年十月二十六日

北陸地方整備局長　橋場　克司

一　施行者の名称　石川県
二　都市計画事業の種類及び名称　白山都市計画道路事業三・四・七号　福正寺竹松線及び三・五・二十七号　金沢小松線
三　事業施行期間　自平成二十四年十月二十六日至平成二十八年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　石川県白山市村井町地内
　使用の部分　なし

○北陸地方整備局告示第百号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年十月二十六日

北陸地方整備局長　橋場　克司

一　施行者の名称　新潟県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十九年北陸地方整備局告示第八号中条都市計画道路事業三・四・二号中条駅前通り線他二線
三　事業施行期間　自平成十九年一月十六日至平成二十八年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　変更なし

○近畿地方整備局告示第二百四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年十月二十六日

近畿地方整備局長　谷本　光司

一　登録番号　4
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　一般財団法人大阪住宅センター